



**STANDARD
TOKYO**

2026年7月21日

各 位

会社名 株式会社セプテーニ・ホールディングス
代表者名 代表取締役 グループ社長執行役員 神 埜 雄 一
(東証スタンダード コード番号 4 2 9 3)

剰余金の配当（2026年12月期期中配当）に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり2026年6月30日を基準日とする剰余金の配当（2026年12月期期中配当）を行うことを決議し、その内容が確定いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 配当の内容

	決定額 (2026年12月期)	直近の配当予想 (2026年4月21日公表)	(ご参考) 前期実績 (2025年12月期)
基準日	2026年6月30日	同左	2025年6月30日
1株当たり配当金	9.00円	同左	0.00円
配当金の総額	1,883百万円	—	—
効力発生日	2026年9月11日	—	—
配当原資	利益剰余金	—	—

2. 配当金額決定の理由

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題のひとつとして認識しております。株主還元方針においては、各事業年度の連結業績や財務基盤、今後のグループ事業戦略等を考慮しつつ、高成長実現のための事業基盤の強化や成長投資を適正かつ積極的に推進しながら、株主還元についても業績の拡大に応じた適切な利益配分を基本に、継続的に充実を図ることで、持続的な企業価値向上の実現を目指してまいりたいと考えております。

剰余金の配当につきましては、1株当たり年間配当金の下限を18円といたします。1株当たり親会社の所有者に帰属する当期利益の50%が下限設定の18円を超えた場合には、1株当たり親会社の所有者に帰属する当期利益×50%を下限とした配当金を支払うことで、配当の継続性・安定性にも配慮し、当社の分配可能額の範囲内で利益還元を実施してまいりたいと考えております。

さらに、当社はこれまで年1回の期末配当による利益還元を実施してまいりましたが、株主の皆さまへの利益還元の機会を充実させ、当社株式の投資魅力をより一層高めることを目的として、2026年12月期から、期中に実施する剰余金配当、期末配当の年2回の剰余金の配当を行う方針を2026年4月に決定いたしました。

以上を踏まえ、2026年12月期の期中に実施する剰余金配当につきましては、1株につき9.00円とすることを決議いたしました。

(ご参考) 年間配当予想は次のとおりです。

	年間配当金 (円)		
	第 2 四半期末	期末	合計
配当予想		9.00	18.00
当期実績	9.00		
前期実績 (2025 年 12 月期)	0.00	18.00	18.00

以 上

■本件に関するお問合せ先

C E O オフィス コーポレートコミュニケーション部 I R ・ S R 課 E-mail: ir@septeni-holdings.co.jp